解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年九月十九日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

和歌山県日高郡印南町大字高串四八七番地

高串生産森林組合

清算人　堀　清宏

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年八月二十二日相模原市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

神奈川県相模原市南区南台五丁目一二番一一号

小田急相模原駅北口B地区市街地再開発組合

代表清算人　鈴木　博雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

横浜市鶴見区寺谷二丁目六番一六号

医療法人社団昭英会

清算人　橋本　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一条西二七丁目四番、最後の住所札幌市中央区北一条西二七丁目四五―三〇三号

被相続人　亡　連　秀賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

横浜市鶴見区寺谷二丁目六番一六号

医療法人社団昭英会

清算人　橋本　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一条西二七丁目四番、最後の住所札幌市中央区北一条西二七丁目四五―三〇三号

被相続人　亡　連　秀賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

相続財産管理人　弁護士　細田はづき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞一六〇三番地一、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字立原二〇〇番地　被相続人　亡　若林　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

事務所埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号

秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

平成二十六年十一月十三日

札幌市中央区大通西一四丁目一―九ダイアパレス大通七〇一号室　めぐみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区昭和町一番地、最後の住所宮城県大崎市古川富長字山王三九番地三　被相続人　亡　白戸恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町二一〇号

相続財産管理人　弁護士　髙橋　輝雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市奥野谷六二二四番地、最後の住所茨城県神栖市知手四六七八番地一八八

被相続人　亡　石津　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

事務所茨城県鹿嶋市宮中三〇七―一

ＶＩＴＡ　ＫＡＳＨＩＭＡ二階

相続財産管理人　弁護士　細田はづき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞一六〇三番地一、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字立原二〇〇番地　被相続人　亡　若林　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

事務所埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号

秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都品川区南品川一丁目七番二一号、死亡の場所不詳、死亡年月日昭和五十一年四月十九日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　高橋　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西新井本町四丁目三二七番地、最後の住所東京都足立区西新井本町四丁目一一番二三号　被相続人　亡　寺村　侑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

事務所東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市宇久町飯良一二〇四番地、最後の住所愛知県名古屋市南区源兵衛町一丁目三六番地の二スカイタウンＫＯＪＩＭＡ一〇一号　被相続人　亡　小西　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

名古屋市中区丸の内一丁目一五番二〇号ｉｅ丸の内ビルディング五階水越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水越　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区備後町一丁目一九番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区住道矢田二丁目三番一七号

被相続人　亡　村田　元一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビルディング三階

相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市明田町五番、最後の住所大阪府茨木市大字安威一二番地茨木特別養護老人ホームラガール　被相続人　亡　増田　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十三日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

第45期決算公告　平成26年11月13日

埼玉県川口市並木1丁目11番14号

株式会社ケンナン

代表取締役　秋山　一夫

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	463
	固定資産	526
	資産合計	**989**
負債及び純資産の部	流動負債	973
	固定負債	20
	負債合計	**993**
	株主資本	△4
	資本金	20
	利益剰余金	△24
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	△27
	（うち当期純利益）	(12)
	純資産合計	**△4**
	負債・純資産合計	**989**